

高森町次世代定住促進奨学資金貸付事業のご案内

○高森町次世代定住促進奨学資金貸付事業とは

向学心に富み、将来にわたり高森町への貢献意欲が高い方に対し、奨学資金の貸付を行います。

○奨学生の対象要件

- ・養育者が高森町民であること
- ・高校または大学等に在学中の方、または進学予定の方であること
- ・養育者、本人ともに町税等に未納がないこと

○連帯保証人の対象要件

- ・2人（町外の方も可）
- ・住民税所得割若しくは固定資産税を3,000円以上納付されている方
- ・保証人のうち1人は奨学資金申請者の三親等以内の親族以外の方

○金額

高校生等：月額25,000円

大学生等：月額50,000円

○返済期間

卒業後10年以内

（ただし、卒業後、貸付期間と同期間以上町内に居住し、町内外で働いた場合は全額免除。居住期間が貸付期間に満たなかった場合は、居住した期間分を月割計算し免除します。 ※ 不定期の居住調査あり）

○利子

無利子